

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

○身体介護

所要時間		20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (所要時間1時間から計算して30分を増すごとに加算)
利用料金		2,653円	4,215円	6,152円	888円
利用者負担額	1割	266円	422円	616円	89円
	2割	531円	843円	1,231円	178円

○生活援助

所要時間		20分以上 45分未満	45分以上	身体介護を行った後に引き続き20分以上の生活援助を行った場合、20分から計算して25分を増すごとに加算（198単位を限度とする）
利用料金		1,936円	2,386円	706円
利用者負担額	1割	194円	239円	71円
	2割	388円	478円	142円

	加算	利用料	利用者負担額		算定回数等
要介護度による区分なし	特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位数の20/100	1割	左記の1割	1回あたり
			2割	左記の2割	
	緊急時訪問介護加算	1070円	1割	107円	1回の要請に対して1回
			2割	214円	
	初回加算	2140円	1割	214円	初回のみ
			2割	428円	
	生活機能向上連携加算Ⅰ	1070円	1割	107円	1月あたり
			2割	214円	
	生活機能向上連携加算Ⅱ	2140円	1割	214円	1月あたり
			2割	428円	

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数 の 137/1000	1割	左記の1割	1月あたり
		2割	左記の2割	
<p>※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。</p> <p>※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。</p> <p>※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。</p> <p>※ 生活機能向上連携加算は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し当該理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行った場合に加算します。</p> <p>※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。</p>				

※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。